

物件番号		3		物 件 明 細			
所 在 地 (住居表示)		松原市大堀四丁目494番2 (松原市大堀四丁目 1 番街区)					
交通機関		Osaka Metro 谷町線 長原駅 南約1,4km					
最低売却価格		1 8 , 4 3 0 , 0 0 0 円					
面 積		登記 380.00㎡ 実測 380.89㎡				登記地目	雑種地
接面道路の 状 況		東側：府道・幅員約10.7m・舗装有・高低差無・歩道無					
法令等に基づく制限	都市計画法	区 域 区 分	市街化区域				
		用 途 地 域	準工業地域				
		地 域 地 区	準防火地域				
		建 ぺ い 率	60%	容 積 率	200%		
	その他の法令等	河川法（大和川河川保全区域）文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地・大堀遺跡） 宅地造成及び特定盛土等規制法（宅地造成等工事規制区域） 景観法（大和川沿岸区域）屋外広告物法（路線型表示制限区域） 航空法（八尾空港）					
私道の負担等に関する事項		負 担 の 有 無	無				
		負 担 の 内 容	—				
供給処理施設の状況	区 分	配管等の状況	照会先及び電話番号				
	公 営 水 道	前 面 有	松原市 上下水道部 上下水道管理課 072-334-1550(代表)				
	電 気	前 面 有	関西電力送配電(株) コンタクトセンター 0800-777-8810				
	都 市 ガ ス	前 面 有	大阪ガス(株)エナジーソリューション事業部 南部事務所 0120-3-94817				
	公共下水道	無	松原市 上下水道部 上下水道管理課 072-334-1550(代表)				
工 作 物		舗装有、敷地北側南側に側溝。					

【特記事項】

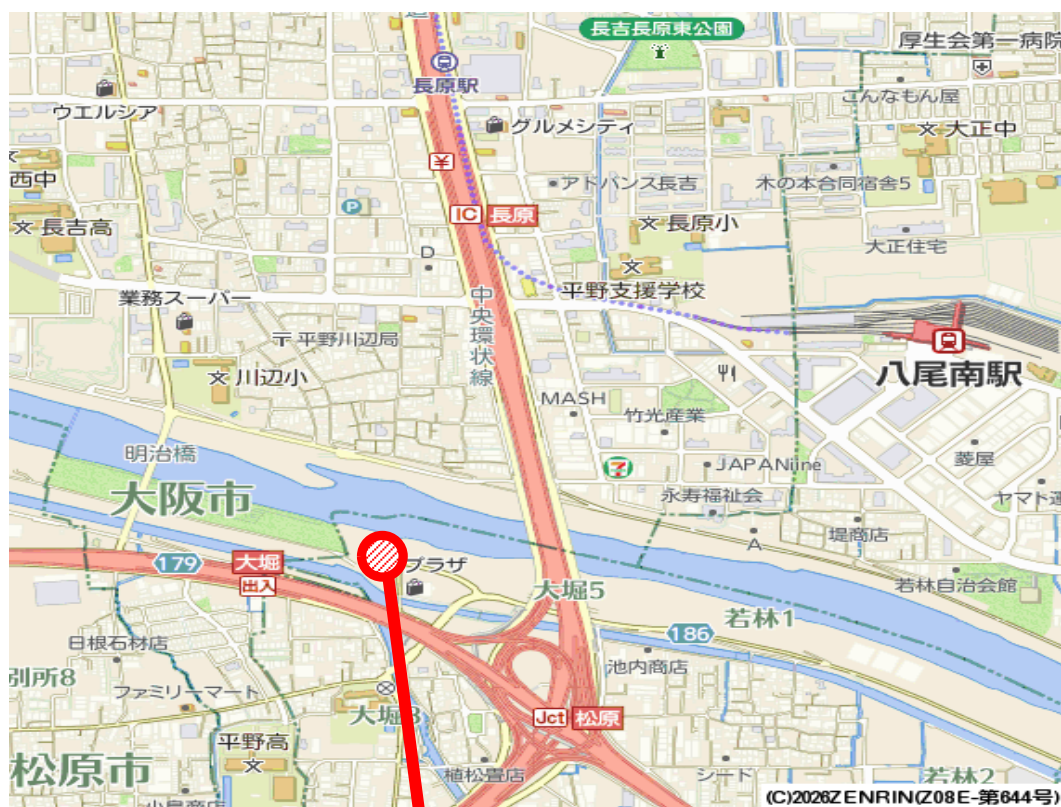
- 1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。
- 2 本地は、府道大堀堺線区域外用地です。令和8年3月まで大阪府富田林土木事務所から公募による都市整備事業予定地の使用許可が行われていた土地となります。
- 3 建築行為等の際は、担当窓口である松原市と協議してください。
(お問い合わせ先：松原市役所 都市整備部 まちづくり推進課 電話 072-334-1550(代表))
- 4 本地は、大和川の河川保全区域内にありますので、当該区域で建築行為等を行う際には、河川法に基づく許可が必要になります。
(お問い合わせ先：国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 堺出張所 電話 072-227-7160)
- 5 本地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「大堀遺跡」に指定されており、土木工事等の際は同法に基づく届出が必要です。
(お問い合わせ先：松原市教育委員会事務局教育総務部 文化財課 電話 072-334-1550(代表))
- 6 本地は、令和7年12月に地下埋設物試掘調査を行いました。この調査結果については大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181)
- 7 本地は、令和8年2月に土壤汚染対策法に基づく指定調査機関に委託した土壤汚染地歴調査を行い、「土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地」に分類されました。この調査結果については大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181)
- 8 本地は、航空法による八尾空港の進入表面制限区域内に位置しています。
詳しくは、下記の大阪航空局八尾空港事務所までお問い合わせください。
(お問い合わせ先：大阪航空局 八尾空港事務所総務課 電話 072-992-0031)
- 9 北側および西側隣接地の工作物の一部が本地内の上空に越境しています。この越境物については隣接者の間で覚書を締結しています。これらの取扱いについては、落札者において隣接者と協議してください。覚書については、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181)
- 10 土地境界確定図等は大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181)
- 11 供給処理施設（公営水道・電気・都市ガス・公共下水道）については、各事業者にお問い合わせください。
- 12 売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。

物件番号

3

(1) 位置図

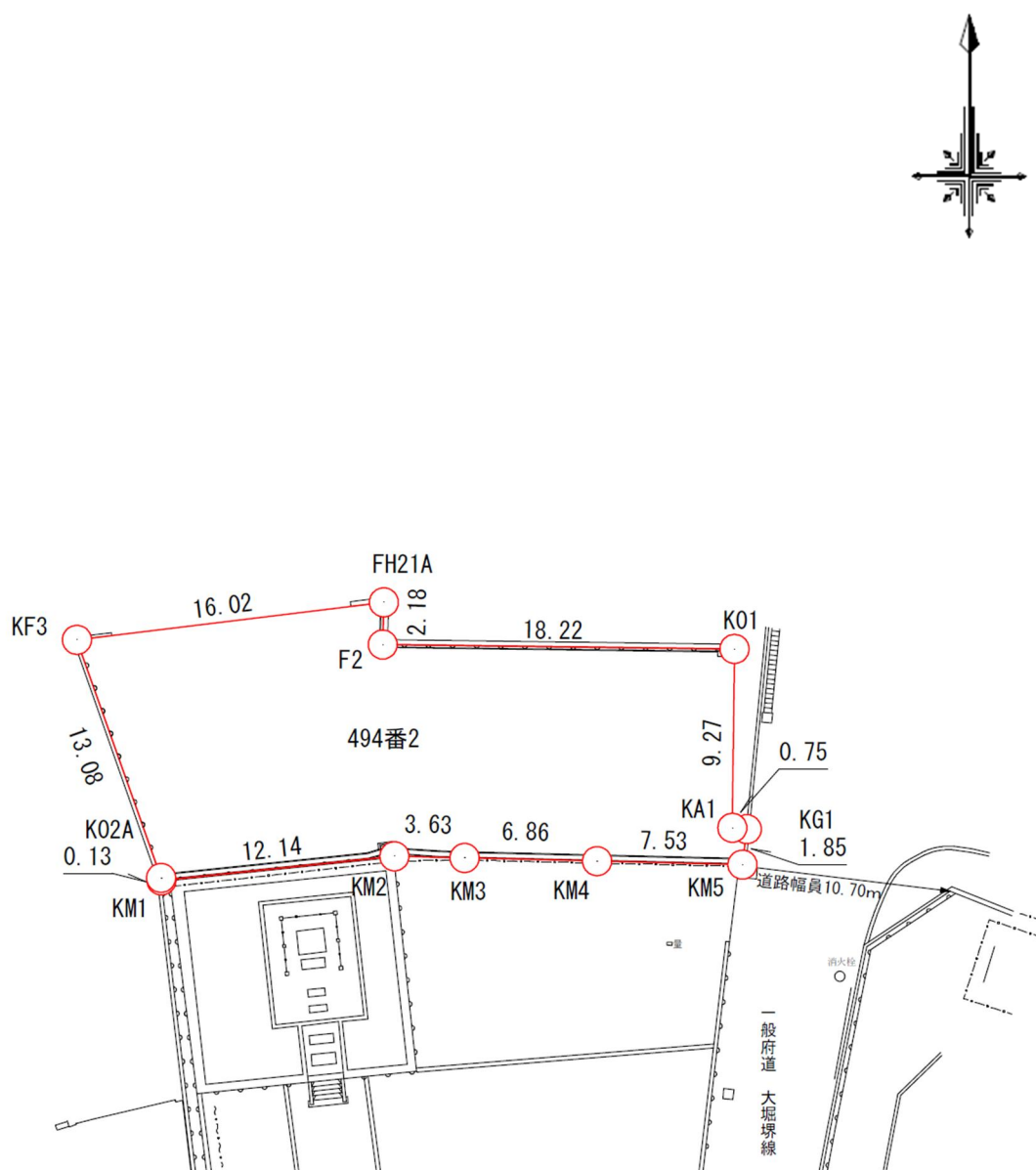
広域図

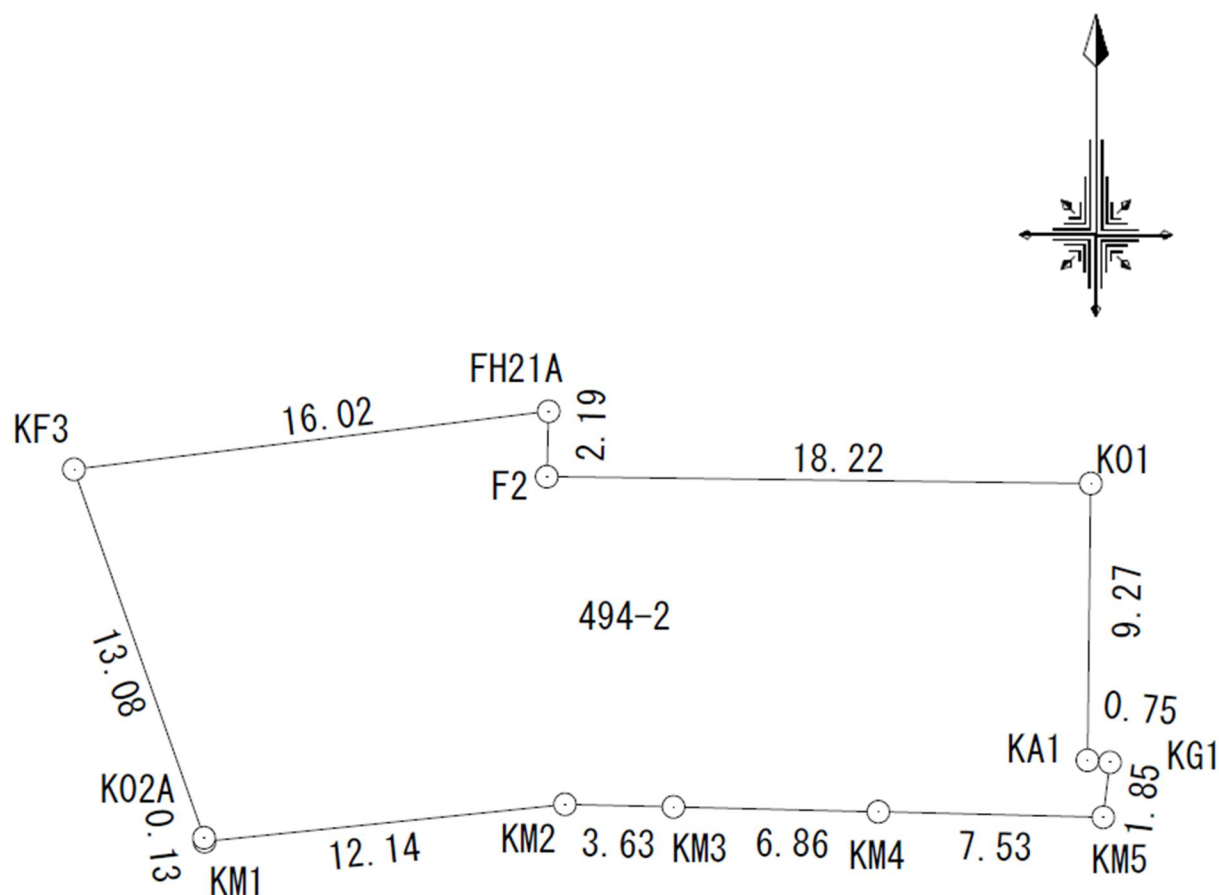


詳細図



(2) 平面図





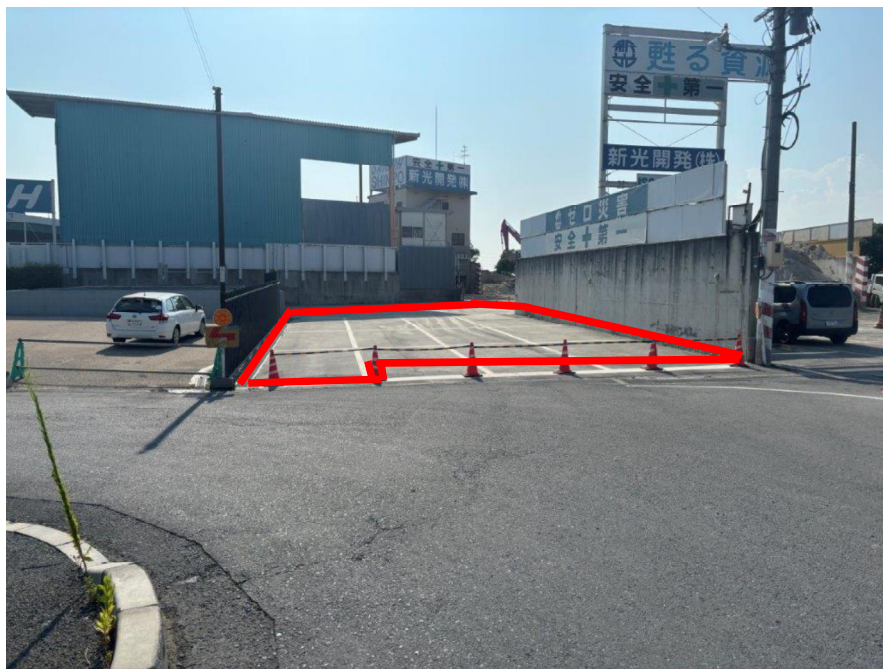
求積表

地番	494-2			
N0	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
KM1	-156018.877	-39213.192	12.092	-1886580.260684
KM2	-156017.626	-39201.116	15.711	-2451192.922086
KM3	-156017.711	-39197.481	10.499	-1638029.947789
KM4	-156017.877	-39190.617	14.399	-2246501.410923
KM5	-156018.059	-39183.082	7.760	-1210700.137840
KG1	-156016.220	-39182.857	-0.527	82220.547940
KA1	-156016.151	-39183.609	-0.641	100006.352791
K01	-156006.878	-39183.498	-18.116	2826220.601848
F2	-156006.650	-39201.725	-18.166	2834016.803900
FH21A	-156004.461	-39201.664	-15.842	2471422.671162
KF3	-156006.404	-39217.567	-11.544	1800937.927776
K02A	-156018.746	-39213.208	4.375	-682582.013750
合計				-761.787655
合計面積				380.8938275
地積				380.89 m ²

【施設名】一般府道大堀堺線区域外用地（松原市大堀4丁目494番2）

①

東側から西方向撮影



②

南側から北方向を撮影
（当該地の西側部分）



※当該地は赤枠内（概形）